

## 車両等の型式認定相互承認協定の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連欧州経済委員会（ECE）の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・公害に関する基準の統一及び相互承認の実施を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

平成13年（2001年）11月現在、37か国、1地域が加入

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェッコ、スペイン、ユーゴスラヴィア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロヴェニア、スロヴァキア、ベラルーシ、エストニア、トルコ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、ラトビア、ブルガリア、オーストラリア、欧州共同体（EC）、ウクライナ、南アフリカ、日本、（ はEU加盟国）

### 3. 相互承認の対象

欧州においては新規製作車両の認証の際必要とされる装置については装置の指定の取得が義務付けられており、車両等の型式認定相互承認協定においてはこの装置の指定が相互承認の対象となっている。

### 4. 基準の制定・改訂

(1) 指定基準は、ECEの自動車基準世界調和フォーラム（WP29）での検討を経て、運営委員会（AC.1）で制定・改訂が行われる。同部会には、37か国、1地域の車両等の型式認定相互承認協定締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成13年（2001年）9月現在で、各装置ごとに113の協定規則（基準）が制定されている。

### 5. 協定に基づく相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、受け入れる協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、受け入れた協定規則について、当該協定規則による指定を行った場合には、国番号付きの指定マーク（ $E_1$ ：ドイツの場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を受け入れた他の協定締約国での指定手続きが不要になる。

日本は、平成10年11月24日に車両等の型式認定相互承認協定に加入し、日本が指定を行った装置は、 $E_{43}$  の指定マークが付与される。